

30秒でチョットした情報通になれる



■消防車&と救急車のQ & A

Q：消火栓は消防庁が設置しているのですか？

A：消火栓は「水道法」第24条で「水道事業者は公共の消防のための消火せんを設置しなければならない」となっています。といことで東京なら東京都水道局が設置しています。

Q：火災を消火するために消火栓から放水した水道料金は誰が支払うのですか？

A：これは「水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない」と定められています。しかし、各自治体によって違うようです。東京消防庁は、東京都水道局に水道料金を支払っているそうです。

Q：使用した水を計量するやり方は？

A：例えば消防ポンプ車には計量メーターが付いています。それ以外の消防車も同じです。ですから使った水の量を計ることはできます。

このように各消防車が使用した使用量を集計して東京都水道局に申告して料金を支払っています。

Q：消防車の色は、赤色と決まっていますか？

A：これは法令で決まっています。「道路運送車両の保安基準」という運輸省令第49条第2項で決められています。「緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする」と定められています。ということで消防自動車は赤色、救急車は白色なのです。

Q：消防車や救急車を運転するには自動車運転免許があれば誰でもできるのですか？

A：ポンプ車や救急車は普通免許。はしご車は大型免許。救急車(レッカー)は大型特殊免許。これらの免許を取得している人なら運転できます。ただし、消防車や救急車は、その車を使って消防や救急活動をしなければなりません。消防車・救急車を運転できるだけでなく、搭載機材を操作できることが必要です。これらの操作をできる者でなければなりません。その資格を得た人を「機関員」といいます。その人たちだけが消防車・救急車を運転できるのです。

30秒でチョットした情報通になれる



■持久力、筋力を評価する

自分の体力を客観的に評価してみませんか。労働厚生省がその評価の仕方を『健康づくりのための運動指針2006』で紹介しています。その体力評価の内容は2種類です。ひとつは持久力、もうひとつは筋力です。

ではやってみましょう。

●持久力の評価

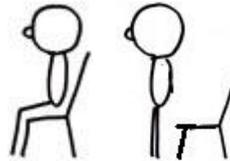
①3分間「ややきつい」と感じる速さで歩き、その距離を測定します。

- 測定した距離が下表の距離以上なら持久力は目標に達しています。測定した距離が右表の距離未満のなら持久力は目標に達していません。

3分間の歩行距離			
男性		女性	
20歳代	375m	20歳代	345m
30歳代	360m	30歳代	345m
40歳代	360m	40歳代	330m
50歳代	345m	50歳代	315m
60歳代	345m	60歳代	300m

●筋力の評価

①イラストのように椅子に「すわり、そして、立つ」を10回します。その時間を測定します。



(1) 両手は胸の前で腕組みをし、背筋を伸ばして椅子に座ります。

(2) 膝が完全に伸びるまで立ち上がります。

これを10回します

- 測定した時間が下表の「普通」または「速い」に該当するなら筋力は目標に達しています。測定した時間が下表の「遅い」に該当するなら目標となる筋力に達していません。

男性			
年齢	速い	普通	遅い
20～39歳	～6秒	7～9秒	10秒～
40～49歳	～7秒	8～10秒	11秒～
50～59歳	～7秒	8～12秒	13秒～
60～69歳	～8秒	9～13秒	14秒～
70歳～	～9秒	10～17秒	18秒～
女性			
年齢	速い	普通	遅い
20～39歳	～7秒	8～9秒	10秒～
40～49歳	～7秒	8～10秒	11秒～
50～59歳	～7秒	8～12秒	13秒～
60～69歳	～8秒	9～16秒	17秒～
70歳～	～10秒	11～20秒	21秒～

30秒でチョットした情報通になれる



■親がいても起こる子供の家庭内事故

前号に続き、下表は2～6歳の事故。このような事故を防ぐにはどうしたらよいでしょうか

階段、ソファ等からの転落
椅子から飛び降りて遊んでいたところ、着地時におもちゃなどに当たり、転んで顔面を打撲した
ソファからジャンプして遊んでいたところ転落し後頭部を打撲した
階段からおもちゃ箱に乗ったまま滑り落ち、ひじを強打した
浴室での溺水・転倒、居室での転倒
母親と入浴していたが、母親が父親と交代するために目を離れたすきに、浴槽内でうつぶせの状態で浮かんでいた
風呂場の段差で足を滑らせて後ろへ転倒し、後頭部を打撲した
居間で兄とふざけて遊んでいたところ、バランスを崩して転倒し、テーブルの角で頭部を打撲した
ぶつかった、当たった、接触したことによるけが
ストーブ上のやかんをひっくり返してしまい、腕や肩、背中等に2度のやけどを負った
いたずらでガスコンロをいじっていたところ、火がついて顔面に2度、両手や両足には1度のやけどを負った
耳掃除中に急に動いたため耳かきの先が折れて中に入り、出血した
部屋を飛び回っていて扉にぶつかり、顔面を強打した
玩具等の誤飲・誤嚥
磁石のおもちゃを誤飲してしまい、全身麻酔をして内視鏡で摘出した
ピーナツを食べた直後にむせてしまい気管支鏡で除去した
アイロンでくっつくビーズを鼻に入れてしまった

- ①家庭内事故で最も多い階段、ソファ等からの転落事故などを防ぐには
 - ・落下した場合の衝撃を和らげるようにマットやカーペットを床に敷きます。
 - ・床に固いものや突起物を置かないようにします。
- ②浴室での溺水・転倒、居室での転倒事故などを防ぐには
 - ・水がはっていた浴槽で溺れた事故がありました。残し湯をしないようにします。
 - ・風呂場のドアや浴槽のふたを閉めておきます。
- ③台所の道具や火器類に接触したことによるけがを防ぐには
 - ・台所はガステーブルやオーブントースターなどでやけどしやすいです。
 - ・包丁やスライサー等の刃物でケガをしやすいです。台所に子どもを近づけないようにします。
- ④玩具等の誤飲・誤嚥事故を防ぐには
 - ・タバコや電池等は子どもの手に触れるところに置かないようにします。
 - ・子どもが興味を示しそうな小物は手の届かない所に置きこまめに片付けます。

さくら保険サービス通信

〒830-0037 福岡県久留米市諏訪野町2570-9高村ビル2F

TEL 0942-37-7351 FAX 0942-37-7352

さくら保険サービスのURL <http://www.sakurahoken.net>

14年
1月号

30秒でチョットした情報通になれる



1月のトピックス

妻が夫より先に死亡した場合の遺族年金



遺族年金、受給資格の男女差「違憲」 大阪地裁が初判断

地方公務員の遺族補償年金の受給資格で男性にだけ年齢制限の規定が設けられているのは「法の下での平等を定めた憲法に違反する」として、公立中学教諭の妻を亡くした男性が、地方公務員災害補償基金に年金不支給処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、大阪地裁は「違憲」として不支給処分の取り消しを命じた。判決は「共働き世帯が一般的な家庭モデルとなっている今日においては、配偶者の性別で受給権の有無を分けるような差別的取り扱いには合理性がない」と指摘した。地方公務員災害補償法では、**夫が公務災害で死亡した場合、妻には年齢に関係なく、平均給与額の最大245日分の遺族補償年金を毎年支給すると規定している。**これに対し、**妻が死亡した場合に特例で夫も「55歳以上」であれば年金支給が認められているが、「55歳未満」の場合は一時金として平均給与額の1千日分などしか支給されない。**この男性は妻の死亡時に51歳だったため、11年に不支給処分となり、提訴した。厚生労働省などによると、遺族補償年金の受給資格をめぐる男女差を違憲とした判決は初めて。同様の規定がある他の年金制度のあり方にも影響を与えそうだ。 日本経済新聞Web版より

遺族年金受給資格者

生計を維持されていた人

配偶者	①妻	年齢条件はない
	①夫	55歳以上60歳未満
②子供		18歳未満
③父母		55歳以上60歳未満
④孫		18歳未満
⑤祖父母		55歳以上60歳未満
⑥兄弟姉妹		18歳未満
		55歳以上60歳未満

労災の遺族年金を受給できる資格者は左表の配偶者、子供、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。

ただし、妻以外の遺族(夫、子供、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)は、一定の年齢であることが条件になります。特に夫が遺族だと妻が亡くなったときに55歳以上60歳未満でないと受給できません。これが裁判の争点になったわけです。